

国民健康保険税
随時分の納期限は

3月31日(火)です

～かならず納期限内に納めましょう～

① 納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは市市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込から2か月後になります。

※随時分の納付は、2月中に国保に加入したり、所得の修正申告を行った世帯などが対象です。

問合せ先

市市民窓口グループ

☎52-1111 (内線261・262)

国民健康保険の届出を忘れずに
加入するとき、やめるときは、
14日以内に届出を

国民健康保険(国保)には、勤務

先の健康保険への加入者およびその家族の被扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入します。

加入の届出が遅れると、保険税は加入の資格を得た月(例/会社を辞めた月)までさかのぼって納めなければならず、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。また、やめる届出が遅れると、

保険料(税)が二重払い(国保と新しい健康保険)になってしまうこともあるので、かならず14日以内に届出をしましょう。

◆ 加入するとき

- ・ 高浜市に転入したとき(国保加入者の場合)
- ・ 職場を退職したとき(※)
- ・ 子どもが生まれたとき(国保加入の場合)
- ・ 生活保護を受けなくなったとき
- ・ ※職場の健康保険の本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の扶養となつている家族が国保に加入

することになった場合やはずれの場合を含む。

◆ やめるとき

- ・ 高浜市から他の市町村へ転出したとき(国保加入者の場合)
- ・ 職場の健康保険に加入したとき
- ・ 死亡したとき(国保加入の場合)
- ・ 生活保護を受けはじめたとき

◆ その他の異動

- ・ 退職者医療制度に該当したとき
- ・ 市内で住所が変わったとき
- ・ 世帯主が変わったとき
- ・ 世帯を分けたり、いっしょにしたとき

* * *

※印鑑と本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)はすべての届出に必要です。

※そのほか、届出に必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

※保険証をなくしたり、破損したときは、再発行の手続きをしてください。

問合せ先

市市民窓口グループ

☎52-1111 (内線261・262)

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学する子の家庭には入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。(就学前の子は、現在持っている子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。)

3月に中学校を卒業する子は、3月31日(火)をもって受給資格を失うため、4月1日(水)以降は、医療機関などで自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、ほかの福祉医療を受給している方は除く。)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還をお願いします。

※保険証など変更があった場合はかならず届出をしてください。

問合せ先

市市民窓口グループ

☎52-1111 (内線227・217)